

ようご かいせつ
用語の解説

| 構成要素 | 用語 | 解説 |
|-----------|---------------------------|---|
| | ユニセフ | 国際連合児童基金といい、世界中の子どもたちのために活動する国際連合の中の一つの機関 |
| 構成要素 1 | 子どもの権利条約 | 世界中のすべての子どもたちが持っている“権利”について定めた条約。12条は自由に自分の意見を表明する権利について書いてある |
| | 特定の属性がある子ども | 障がいをもつ子ども、貧困や親からの愛情を受けられない子ども等（日本ユニセフ協会の定義による） |
| | パブリックコメント | 市の計画や条例を決める際に、その案について、市民の皆さんに公表し、皆さんから寄せられたご意見などを案に取り入れることができるかどうかを検討すること |
| 構成要素 2 | 子どもの権利条約の4つの一般原則 | ※子どもの権利条約→構成要素1にて解説 <4つの原則> ・命を守られ成長できること ・意見を表明し参加できること ・子どもにとって最もよいこと ・差別のないこと |
| | 子ども家庭総合支援拠点 | 18歳未満のすべての子どもとその家庭、妊婦を対象に必要な支援や問題の解決に向けた手助けをるところ |
| 構成要素 3 | 総合計画 | それぞれの自治体で作るもので、どのようにまちづくりをしていくかが盛り込まれた自治体のすべての計画の基本となる計画 |
| | 総合計画基本構想 | 市が将来なりたい姿を示し、その実現に向けた基本方針などを決めたもの |
| | 後期基本計画 | 計画の後期（後ろの時期）に、「市の将来像」を実現するために、やるべきことや、目標などを決めたもの |
| 構成要素 4 | 子どもにやさしいまちづくり推進庁内連携会議設置要綱 | 子どもにやさしいまちづくりを市全体として推進していくために定期的におこなっている会議の決まり |
| 構成要素 5 | 制度的プロセス | 制度として決まっている手順 |
| | 総合計画審議会 | 総合計画に関することを話し合う会議 |
| | オブザーバー | 会議での決定権はないが、会議に参加する人 |
| 構成要素 6 | 行政実績報告書 | 市のお金の使い方や、主な市の取組みの成果をまとめたもの |
| | 決算書 | 一会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）の市の予算に対しての収入と支出の実績をまとめたもの |
| | 予算編成 | 国や地方公共団体において、翌年度の予算計画（原案）を取りまとめること |
| | 予算の使途 | 予算の使い道 |

| | | |
|------------|-------------------------|--|
| 構成要素 7 | 子ども報告書 | 自治体での子どもの現状を表す報告書。保育、教育、健康、遊び場等のデータや調査、出来事などを示したもの |
| 構成要素 8 | 人権擁護委員 | 地域の皆さんから人権に関する相談を受け、問題解決の手伝いをしたり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらうような取り組みの活動を行う役割の人 |
| | 子ども主体目線 | 子どもの立場での見え方や考えた意見 |
| 構成要素 9 | アドボカシー | 権利を守り、大切にするための活動 |
| | エヌピーオー NPO | 民間の、営利を目的としない社会的活動を行う団体 |
| | オンブズマン | 市民に代わって行政の取り組みを外から監視して、必要に応じて、市民の権利や利益の侵害に対する調査をするところ |
| | 子どもコミッショナー | 子どもの権利や利益が守られているか、独立した立場で監視する役割。また子どもの権利を守るために必要な法律の改善などを呼びかける人 |
| 構成要素 10 | 富谷市子どもにやさしいまちづくり宣言の5本の柱 | <p>子どもにやさしいまちづくりをするためには、「子どもの権利が守られていることが大切である」と考えて、富谷市が行った宣言。以下の5つの内容について宣言している</p> <p style="text-align: center;">＜富谷市子どもにやさしいまちづくり宣言＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもが大切に育てられ健やかに成長できるまち 2. 子どもが安心安全に暮らすことができるまち 3. 子どもが友だちと交流し、楽しく遊び学べるまち 4. 子どもが地域社会の絆の中で役割を持ち、活き活きと参加できるまち 5. 子どもの意見を聴き、まちづくりに活かすまち |